

商品概要説明書

J A 教育ローン

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

商品名	J A 教育ローン
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none">○当 J A の組合員の方。(組合員でない方は J A 所定の出資金 10,000 円を払い込むことにより組合員となれます)○お借入時の年齢が満 18 歳以上であり、最終償還時の年齢が満 71 歳未満の方。○原則として、前年度税込年収が 150 万円以上ある方(自営業者の方は前年度税引前所得とします。)○継続して安定した収入がある方。○教育施設(修業年限が 6 か月以上(外国の教育施設は 3 か月以上)で、中学校卒業以上の者を対象とする次の教育施設とします。)に就学予定または就学中のご子弟のいる方。<ul style="list-style-type: none">a 大学、大学院(法科大学院など専門職大学院を含む)、短期大学b 専修学校、各種学校(予備校、デザイン学校など)c 高等学校、高等専門学校、特別支援学校の高等部d その他職業能力開発校などの教育施設○借入比率が 150%以内。○本ローンと J A 無担保借入金の合計が 1,000 万円以内。(リフォームローンを含めた場合は 1,500 万円以内)○生活の本拠が定まっている方(農業者以外の自営業者の方については、ご本人またはご家族の持ち家であること。)○当 J A が指定する保証機関(大阪府農業信用基金協会)の保証が受けられる方。○その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	<ul style="list-style-type: none">○就学されるご子弟の教育に関する全てのご資金(借入申込日から 2 か月以内にお支払済みの資金を含む。)とし、資金使途の確認可能なものとします。ただし、事業資金は除きます。 (例)<ul style="list-style-type: none">①教育施設へ支払う入学金、授業料、学費。②アパートの家賃等○現在、他金融機関からお借入中の教育資金の借換資金。
借入金額	<ul style="list-style-type: none">○10 万円以上 1,000 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。ただし、①借入比率が 50%を超える場合、②返済比率が 25%を超える場合は J A 所定の方法で算出した金額の範囲とさせていただきます。

借入期間	<p>○据置期間を含め6か月以上15年以内とします。</p> <p>○据置期間は、初回ご融資日からご融資対象ご子弟の卒業予定年月の末日の6か月後までの範囲内とします。</p> <p>○ただし、他金融機関からお借入中の教育資金の借換の場合、借入期間は現在お借入中の教育資金の残存期間内とします。</p>												
借入利率	<p>○次のいずれかよりご選択いただけます。</p> <p>【変動金利型】</p> <p>お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年4回見直しを行い、4月1日、7月1日、10月1日および1月1日から適用利率を変更いたします。</p> <p>お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。</p> <p>【固定金利型】</p> <p>お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。</p> <p>お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準金利（日本政策金融公庫「国の教育ローン」連動金利）により、年4回見直しを行い、基準日の翌月の第3月曜日（休日の場合は翌営業日）から適用利率を変更いたします。</p> <p>○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。</p>												
返済方法	<p>○元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、年2回返済方式（専業農業者の方に限ります。）、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。</p>												
担保	<p>○不要です。</p>												
保証人	<p>○当JAが指定する保証機関（大阪府農業信用基金協会）の保証をご利用いただけますので、原則として保証人は不要です。</p>												
保証料	<p>○一括前払い・分割後払いのいずれかよりご選択いただけます。</p> <p>①一括前払い</p> <p>ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。</p> <p>【お借入額100万円の場合の一括支払保証料（例）】</p> <table border="1" data-bbox="520 1738 1350 1839"> <tr> <td>お借入期間</td> <td>1年</td> <td>3年</td> <td>5年</td> <td>10年</td> <td>15年</td> </tr> <tr> <td>保証料（円）</td> <td>1,730</td> <td>4,940</td> <td>8,169</td> <td>16,338</td> <td>24,639</td> </tr> </table> <p>※お借入額により保証料は異なります。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。</p> <p>※ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、所定の方法で算出した金額が返戻されます。なお、金額が1,000円以下のものについては返戻の対象となりません。</p>	お借入期間	1年	3年	5年	10年	15年	保証料（円）	1,730	4,940	8,169	16,338	24,639
お借入期間	1年	3年	5年	10年	15年								
保証料（円）	1,730	4,940	8,169	16,338	24,639								

	<p>なお、保証料率は年 0.32%です。</p> <p>②分割後払い 約定返済日の元金返済にあわせ、保証料（年 0.32%）をお支払いいただきます。（外枠方式）</p>												
<p>団体信用生命共済</p>	<p>○ご希望により当 J A 所定の団体信用生命共済のいずれかにご加入いただけます。</p> <p>なお、選択される団体信用生命共済の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。</p> <table border="1" data-bbox="536 535 1423 878"> <thead> <tr> <th>団体信用生命共済名</th> <th>加算利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体信用生命共済（特約なし）</td> <td>年 0.22%（内枠方式）</td> </tr> <tr> <td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td> <td>年 0.62%（内枠方式）</td> </tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td> <td>年 0.30%（内枠方式）</td> </tr> <tr> <td>団体信用生命共済（連生）</td> <td>年 0.42%（内枠方式）</td> </tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）</td> <td>年 0.45%（内枠方式）</td> </tr> </tbody> </table>	団体信用生命共済名	加算利率	団体信用生命共済（特約なし）	年 0.22%（内枠方式）	長期継続入院特約付団体信用生命共済	年 0.62%（内枠方式）	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年 0.30%（内枠方式）	団体信用生命共済（連生）	年 0.42%（内枠方式）	三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）	年 0.45%（内枠方式）
団体信用生命共済名	加算利率												
団体信用生命共済（特約なし）	年 0.22%（内枠方式）												
長期継続入院特約付団体信用生命共済	年 0.62%（内枠方式）												
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年 0.30%（内枠方式）												
団体信用生命共済（連生）	年 0.42%（内枠方式）												
三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）	年 0.45%（内枠方式）												
<p>9 大疾病補償保険</p>	<p>○ご希望により上記の団体信用生命共済（特約なし）または長期継続入院特約付団体信用生命共済とあわせて「9 大疾病補償保険」にご加入いただけます。</p> <p>ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。</p> <p>年 0.55%</p>												
<p>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本店業務管理部（電話：072-844-1353）または支店にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、J Aバンク相談所（電話番号：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組本店業務管理部または J Aバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>東京弁護士会（電話：03-3581-0031）（※）</p> <p>そのほか、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、京都弁護士会、兵庫県弁護士会（詳しくは上記当組合本店業務管理部にお問い合わせください。）</p> <p>公益社団法人 民間総合調停センター（大阪府）（J Aバンク相談所を通じてのご利用となります。上記 J Aバンク相談所にお申し出ください。）</p> <p>※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <p>・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システ</p>												

	<p>ム等により、共同して解決に当ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。 ○連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済により本ローンが完済された場合、もう一方の債務者のローンが免除された部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。

J A北河内

- (注) 1 借入利率は、「変動金利型」、「固定金利型」の計2種類から選択します。
- 2 借入比率は、前年度税込年収に占める本ローンと無担保借入金の合計の割合。
- 3 返済比率は、前年度税込年収に占める全ての借入金の年間返済額の割合。